

# 伝統的な漁業資源管理方法から考察する国東半島宇佐地域世界農業遺産システム における姫島の役割に関する研究調査

東京大学大学院農学生命科学研究科 国際水産開発研究室  
イヴォーン・ユウ、八木信行

本研究では大分県国東半島宇佐地域の世界農業遺産「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」（以下「大分世界農業遺産」）の一部である姫島村、国東市国見町を主な調査対象地とした。瀬戸内海周防灘に位置する姫島村は、国東半島宇佐地域との間に存在する海域において豊富な水産物を水揚げしており、また地理的な近さもあることから、生態的、社会的、経済的に、大分世界農業遺産システムの一部として重要な役割を果たしていると考えられる。しかし、姫島村と国東半島のつながりは潜在的なものであり、今後は一体的なシステムとして対外的にアピールしていくことが課題となっている。そこで、本研究では姫島村において歴史的に行われてきている「漁業期節（別名「漁業季節」ないし「期節定め」）」という漁業管理に着目した。具体的には、「漁業期節」を用いて明治期から現在までの漁業管理の変遷を分析し、その歴史的な経緯を明らかにした上で、姫島および国東半島における漁業管理手法の特徴を解明した。

姫島発祥とされる「漁業期節」は、「明治三十七年度漁業期節表」と明記した規則が明治 37 年に初めて明文化されたもので、原本は現在も大分県漁業協同組合姫島支店に保管され、その古いものは毛筆にて記載されている。これは 110 年以上の歴史を有する資料であり、全国においても類をみない貴重な記録である。本研究では、明治 37 年から平成 29 年までのおよそ全 1500 ページの「漁業期節」を初めて PDF 化した。また明治 37 年から昭和 40 年までの手書きの「漁業期節表」を解読し、活字化した。

分析の結果、この「漁業期節」には、姫島の「漁業期節表」だけではなく、それらの規制や漁期に対する漁師からの陳情書、請願書、誓約書、漁場区域や保護区域の地図、また昭和 20 年代から 50 年代の間には国見町、熊毛村、竹田津町といった対岸地域との入会協議会議の記録など対岸地域に関する資料も収録されていることがわかった。これらの資料から、姫島と国東半島との間に、漁業管理に関し交流があったことが明らかになった。また「漁業期節」を定めるための合意形成の段取りは、明治 37 年当時の会合開催手順が現在まで基本的に継続していることも分かった。一方で「漁業期節」に示されている規則の内容は累次柔軟に変更されており、漁業管理の内容は、自然環境や人間社会の変化に合わせて順応的に変更や改善がなされていることもうかがえた。

その中で「漁業期節」では明治 37 年の「漁業期節」の一番最初に定められていたのが「藻刈」であったこと、また今回調査における漁業者からの聞き取りでも海藻類の保全と利用が重要視されていたことから、姫島では一貫して海藻類の保全が漁業者の重要課題であったことも分かった。海藻を保全する理由は、海藻そのものを利用の対象として保全するとの側面よりも、海藻が魚の稚仔魚を育む場であるために生態系として保全する側面であることが示唆された。これまで姫島では「漁業期節」の実施とともに、魚付林の造林、保護水面の設定、漁礁の投入など、明治時代から漁場生態系の保全、すなわち「養魚の精神」も重視していることが明らかになった。

上記の結果をもとに、姫島と国東半島宇佐地域の生態的、社会的、経済的なつながりを明らかにし、姫島村が世界農業遺産の保全に貢献できる要素を明らかにした。今後は、姫島または国東半島地域が「大分世界農業遺産」としてのさらなる発展、姫島村の水産物の付加価値の向上に資するための保全・活用活動について、以下の要素を「大分世界農業遺産」アクションプランに取り入れることが重要であると考えられる。

1. 「漁業期節」の原点である海藻類の活用
2. 「漁業期節」の養魚精神が受け継がれる藻場の造成・再生
3. 魚付林の復活による「森川里海」のつながりの強化
4. 姫島と国見をはじめとする国東半島との連携
5. 「大分世界農業遺産」の勉強会・研究報告会の実施



姫島の「漁業期節」